

一般社団法人つくしの郷 定款

平成23年9月5日	作成
平成23年9月16日	認証
平成23年10月7日	変更
平成25年11月16日	変更
平成25年12月1日	変更
平成26年5月24日	変更
平成28年4月19日	変更

一般社団法人つくしの郷 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人つくしの郷と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都足立区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域と社会の福祉の増進を図り、ノーマライゼーションの理念を社会に深く浸透させ、誰もが安心して暮らせる地域社会を構築し、広く公益に貢献することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

1. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
2. 障害者総合支援法に基づく相談支援事業
3. 障害者および高齢者に係る就労・生活の相談および支援の事業
4. 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業
5. 障害者共同作業所運営事業
6. 農業体験・自然体験事業
7. 介護用品の研究開発事業
8. 古物の売買業
9. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示してする。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。



- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。但し、1ヵ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、その社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、理事長が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故あるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第18条 当法人に理事2名以上10名以内を置く。

(選任等)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事のうち、理事のいずれかの1名と次の各号で定める特殊の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(1) 当該理事の配偶者

(2) 当該理事の三親等以内の親族

(3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(4) 当該理事の使用人

(5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

(6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第21条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

3 代表理事をもって理事長とする。

(理事の職務権限)

第22条 理事は、当法人の業務を執行する。

(役員の報酬等)

第23条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第25条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(外部理事の責任限定契約)

第26条 当法人は、一般法人法第115条の規定により、外部理事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、50万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 基金

(基金の拠出)

第27条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第28条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第29条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第30条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定に係らず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第33条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第34条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第35条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、次に掲げる者のうち、社員総会において議決した者に帰属させるものとする。

- (1) 公益社団法人または公益財団法人
 - (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人
 - (3) 国または地方公共団体
- 2 当法人は、剰余金の分配を行わないものとする。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成24年8月31日までとする。

(設立時の理事及び代表理事)

第37条 当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりとする。